

鈴鹿市求人情報サイト「鈴鹿 de はたらこっ！」改修業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

鈴鹿市求人情報サイト「鈴鹿 de はたらこっ！」改修業務委託

2 目的

本業務は、鈴鹿市（以下「本市」とする。）が運営する求人情報サイト「鈴鹿 de はたらこっ！」について、求職者及び事業者双方の利便性を高めるとともに、市内の雇用促進を一層推進することを目的として令和 2 年に開設して以来、5 年が経過している。開設当初よりも高度化・多様化する求職者のニーズやアクセシビリティ等への対応が求められる他、求職者が本市内で働くイメージを持ちやすくするため、求人情報に加え、企業情報を新たに追加したうえで、サイトの機能・デザイン・情報発信力を総合的に改修し、本市における就職者及び定住人口の確保につなげていくことを目的とする。

3 業務内容

鈴鹿市求人情報サイト「鈴鹿 de はたらこっ！」改修業務委託仕様書（別紙 1）のとおりに

4 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

5 見積限度額

6, 700, 000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内

※令和 8 年 3 月 31 日までの保守管理費用を含む

6 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の各号に定める要件を満たしていること。

なお、参加資格の基準日は、プロポーザル参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後から審査結果の決定日までに以下の参加資格要件のいずれかを欠く事態が生じた場合は失格とする。

- （1）鈴鹿市契約規則（昭和 41 年規則第 18 号）第 3 条第 3 項に規定する「入札参加資格名簿」の取扱業種「2503 システム開発・管理」に登録していること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 国税及び本社所在地における市区町村税を滞納していないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (5) 鈴鹿市暴力団排除条例（平成23年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱に基づく資格停止措置を受けていないこと。

7 参加申込書の提出

- (1) 提出期限 公告日から令和7年9月26日（金） 午後5時まで
- (2) 提出先 鈴鹿市産業政策課（本庁舎7階）
- (3) 提出方法 持参又は郵送

郵送する場合には「一般書留、簡易書留又は特定記録郵便で、令和7年9月26日（金）午後5時必着で次の宛先に郵送すること。なお、郵送方法が異なる場合は受け付けることができない。

【宛先】〒513-8701

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市 産業振興部 産業政策課 宛て

- (4) 提出書類 参加申込書（様式1）、誓約書（様式2）、会社概要がわかる資料（企業パンフレット等）、
国税・本社所在地における市区町村税の滞納がないことの証明（直近のもの）
 - （ア）国税に係る証明書
国税の未納の税額がないことの証明書（個人事業主にあつてはその3の2、法人にあつてはその3の3）
 - （イ）市区町村税完納証明書
本社所在地における市区町村税の完納証明書
- (5) 提出部数 1部

8 質問書の受付

- (1) 提出期限 令和7年9月26日（金） 午後5時まで

- (2) 提出先 鈴鹿市産業政策課（本庁舎 7 階）
(3) 提出方法 持参、郵送、もしくは電子メールのいずれか
郵送する場合には「一般書留、簡易書留又は特定記録郵便」で、令和 7 年 9 月 26 日（金）午後 5 時必着で次の宛先に郵送すること。なお、郵送方法が異なる場合は受け付けることができない。

【宛先】〒513-8701

三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号

鈴鹿市 産業振興部 産業政策課 宛て

【電子メールの送信先】

送信先：鈴鹿市産業政策課

E メール：sangyoseisaku@city.suzuka.lg.jp

- (4) 提出書類 質問書（様式 3）
(5) 提出部数 1 部
(6) 回答 質問に対する回答は、質問書を提出した事業者へ電子メールもしくは F A X で令和 7 年 9 月 30 日（火）午後 5 時までに行うほか、本市公式ウェブサイトに掲載を行う。
(7) その他 参加申込書を提出していない事業者からの質問については、回答しない。

9 参加資格の審査結果

令和 7 年 9 月 30 日（火）に、応募書類の提出者全員に電子メールで通知する。

10 企画提案書類の提出

- (1) 提出期限 令和 7 年 10 月 1 日（水）から
令和 7 年 10 月 21 日（火）午後 5 時まで（必着）
(2) 提出先 鈴鹿市産業政策課（本庁舎 7 階）
(3) 提出方法 持参又は郵送
郵送する場合には「一般書留、簡易書留又は特定記録郵便」で、令和 7 年 10 月 21 日（火）午後 5 時必着で次の宛先に郵送すること。なお、郵送方法が異なる場合は受け付けることができない。

【宛先】〒513-8701

三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号

鈴鹿市 産業振興部 産業政策課 宛て

- (4) 提出書類・提出部数
ア 提出書類・提出部数は次のとおりとする。

書類名	提出部数
企画提案書表紙（様式４）	７部
企画提案書（任意様式）	
類似業務実績調書（様式５）	
見積書【鈴鹿市求人情報サイト「鈴鹿 de はたらこっ！」改修業務】（様式６－１） ※積算内訳書を添付すること。	
参考見積書【鈴鹿市求人情報サイト「鈴鹿 de はたらこっ！」維持管理業務】（様式６－２） ※積算内訳書を添付すること。	
定款	１部

イ 企画提案書に関する事項

（ア）用紙サイズはＡ４版とすること。ただし、Ａ３版の折込みは可とする。

（イ）文字サイズは１２ポイント以上とすること。

（ウ）Ａ４版は両面印刷もしくは片面印刷、Ａ３版は片面印刷とし、合計３０枚以内とする。

（エ）仕様書に基づき、以下の項目が分かる内容であること。

- ・ウェブサイトのトップページデザイン（ＰＣ版、スマホ・タブレット版の２種類）
- ・使用するイラスト・写真画像等
- ・閲覧者及び更新作業者の利便性や操作性に係る工夫
- ・工程表
- ・本業務を実施するに当たっての実施体制（人数・業務分担内容等）
- ・本ウェブサイトを効果的に活用されるための提案がある場合、その内容

１１ 提案内容審査（プレゼンテーション）

企画提案の審査は、鈴鹿市求人情報サイト「鈴鹿 de はたらこっ！」改修業務委託公募型プロポーザル選考委員会（以下「委員会」という。）が評価基準に基づき、提案限度額内の提案を審査する。

（１）プレゼンテーションの日時・場所

令和７年１０月２４日（金）予定

※プレゼンテーションの日時及び場所は、別途通知を行う。

（２）実施方法

ア プレゼンテーションの資料は、提出した提案書のみとする。

イ 提案書に基づき１５分以内の説明のあと、１０分程度の質疑応答を行う

ものとする。

ウ 参加事業者の出席者は3名以内とする。

(3) 審査

委員会において、下記の評価基準に基づき、提案書の内容を評価・審査する。

○評価基準

評価項目・評価の視点		配点（100点満点）
①提案内容の妥当性・実現可能性		(40)
	・ サイト改修の目的や課題を正確に把握し、具体的かつ現実的な提案がなされているか	20
	・ 専門知識がなくても、容易にページが作成できるか、操作手順がわかりやすいか	10
	・ 実現に向けたプロセスや体制、スケジュールに無理がないか	10
②企画提案内容		(30)
	・ 求職者・企業双方にとって利便性の高い機能が設計されているか	10
	・ 操作性や視認性に配慮された設計がされているか	10
	・ モバイル対応、アクセシビリティへの配慮などがなされているか	10
③技術力・実績		(15)
	・ 類似の公的サイトや求人サイト構築の実績があるか	5
	・ 技術やシステムが信頼性・保守性に優れているか	5
	・ セキュリティ、データ保護、パフォーマンス向上に関する技術的対策が適切か	5
④運用・保守への対応		(5)
	・ 納品後の運用支援・問い合わせ対応などが十分に考慮されているか	5
⑤業務経費		(10)
	・ 評価点数は次の式により求める。 評価点数＝5点×（最も安価な見積総額÷当該提案者の見積総額）	5

※小数点以下切り捨て	
・評価点数は次の式により求める。 評価点数＝５点×（最も安価な維持管理費 （年間）÷当該提案者の維持管理費） ※小数点以下切り捨て	５

※（ ）の値は各項目の小計

（４）審査結果

委員会で提案書を評価・審査した結果、最高得点者を優先交渉権者、次点の者を次順位交渉権者として決定し、参加事業者へ通知するほか、本市公式ウェブサイトに掲載を行う。

なお、審査内容や結果に対する質問、異議については、一切受け付けないものとする。

なお、最も点数の高い者が複数いる場合は、審査項目【①提案内容の妥当性・実現可能性】の得点が最も高い者を優先交渉権者に決定する。

また、選考した優先交渉権者が決定後に辞退した場合は、次点の者が繰り上がるものとする。

１２ 失格事項

参加事業者が、次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- （１）「６ 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- （２）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （３）期限までに所定の手続をしなかった場合
- （４）選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

１３ 契約

（１）契約の締結

優先交渉権者と本市は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件等の協議、調整を行い、合意を得たうえで、随意契約による方法により契約を締結する。ただし、合意が得られない場合は、次順位交渉権者が、改めて本市と協議等を行うこととする。

（２）契約保証金

鈴鹿市契約規則２７条により、契約金額の１００分の１０以上の額とする。（鈴鹿市契約規則第２７条第１項各号に該当する場合は免除。）

（３）履行期間

契約締結の日から令和８年３月３１日（火）までとする。

1 4 スケジュール

No.	手続	日程
1	公告	令和7年9月16日（火）
2	参加申込書提出期限	令和7年9月26日（金）午後5時まで
3	質問書提出期限	令和7年9月26日（金）午後5時まで
4	質問に対する回答	令和7年9月30日（火）午後5時まで
5	企画提案書類の提出期限	令和7年10月1日（水）から 令和7年10月21日（火）午後5時まで
6	選考委員会の開催	令和7年10月24日（金）※予定
7	選定結果通知	選考委員会終了後、5日以内

1 5 その他

- （1）提出された参加申込書及び企画提案書類一式は、返却しないものとする。
- （2）本プロポーザルへの参加、資料の作成、提出に要する費用などは、参加事業者の負担とする。
- （3）参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退する理由を記載した辞退届（様式7）を提出するものとする。
- （4）本業務を全て第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。
- （5）提案書の取扱いについて、本プロポーザルの事業者選定のために使用するため、転用は一切行わないものとする。
- （6）選定した提案内容については、行政機関が取得した文書の開示請求があった場合、当該企業等の権利や競争上の地位を害するおそれがないものについて開示対象となる場合がある。

1 6 問合せ先

〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市 産業振興部 産業政策課 雇用経済政策グループ

TEL：059-382-8698 FAX：059-382-0304

E-mail：sangyoseisaku@city.suzuka.lg.jp